

平成 31 年 4 月

## 出展料に係る消費税率につきまして

このたびは「建設技術フェア 2019 in 中部」にご出展賜り、ありがとうございます。  
2019 年 10 月 1 日から消費税率及び地方消費税率が改正され 10%になります。  
国税庁の指針に基づき、「建設技術フェア 2019 in 中部」出展料にかかる消費税は開催日の  
10 月 14 日～18 日時点の税率（10%）にて請求させていただきます。何卒よろしくお願  
いいたします。

※国税庁が発行している「平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡  
等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A」をご参照ください。

展示会の出展料は 3 ページの（不動産賃貸の賃借料に係る適用税率）の①が適用され、  
賃借日（展示会開催日）の税率が適用されます。（国税庁に確認済）

国税庁ホームページ「平成31 年（2019 年）10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適  
用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/03.pdf>

「建設技術フェア 2019 in 中部」の成功に向けて、事務局一同進めてまいりますので、  
引き続き何卒よろしくお願いたします。

建設技術フェア in 中部事務局  
名古屋国際見本市委員会  
（公益財団法人 名古屋産業振興公社）  
TEL 052-735-4831